

きもの安全・安心推進会議規約

(名称)

第1条 本会議は、きもの安全・安心推進会議と称する。

(事務所)

第2条 本会議の事務局は、一般社団法人全日本きもの振興会事務局におく。
住所：京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター6階

(目的)

第3条 本会議は、和装を支える産地の生産体制を維持し、消費者が安心・満足して楽しめるきもの市場を創っていくために、商慣行を改善し推進していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会議は、第3条の目的を達成するために、次の事項を行う。
(1) 買い取り比率を上げサプライチェーン全体で産地への利益配分を増やす。
(2) 全ての取引について契約書、発注書、請求書、納品書等により書面化する。
(3) 長期手形、延べ払い、歩引きを順次廃止する。
(4) 委託販売、販売員派遣を含めた販売コストをそれぞれが応分に負担する。
(5) お客様に対し、わかりやすい価格・品質表示を徹底する。
(6) お客様に対し、根拠のない二重価格表示をしない。
(7) お客様に対し、販売意図を隠した勧誘をしない。
(8) お客様に対し、お客様が強引と思ったり、圧力を感じる販売をしない。
(9) お客様にとって、安全・安心でない不適切な業者・コンサルタントとは取引しない。
(不適切とは、和装商慣行改善17条に背く行為を続けることを指す)

(会員)

第5条 本会議の会員は、本会議の目的に賛同して入会した個人、法人または団体とする。

(入会および退会)

第6条 入会を希望する者は、本会議宛に入会申込書を提出し、承認を得なければならない。
2 入会金は、3,000円とする。
3 退会を希望する者は、自由に退会することができる。ただし、入会金は返還しない。

(役員)

第7条 本会議に次の役員をおく。
(1) 理事：5名以上20名以内
(2) 監事：1名又は2名
2 理事の内1名を議長、1名又は2名を副議長とする。
3 役員は総会にて会員による選挙により決定し、任期は2年とし重任は妨げない。
4 会長は役員の内互選によって決定する。

(総会)

第8条 総会は年1回開催する。ただし、議長が必要と認めた場合、および会員の1/3以上の請求がある場合は総会を開催しなければならない。総会は本会の最高決議機関であり、会員の過半数以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって成立する。委任状の提出は認める。

(資産の構成および管理)

第9条 本会議の資産は次の通りとし、議長が管理する
(1) 入会金
(2) 資産から生ずる収入
(3) 事業に伴う収入
(4) その他の収入

(収支予算および決算)

第10条 本会議の収支予算は、議長が作成し、総会の議決を得るものとする。
2 本会議の収支決算は、議長が作成し、監事の意見を付して、総会の承認を得なければならない。

3 収支決算に剰余が生じたときには、総会の承認のもとに次年度に繰り越すことができる。

(事業年度)

第 11 条 本会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 12 条 規約の変更は総会において決定する。

附 則 1 この規約は、平成 31 年 4 月 10 日より施行する。

附 則 2 令和 2 年 8 月 25 日改正 (令和 2 年 8 月 25 日総会決議)